

日光川公園整備運営事業

DB請負契約書（案）

令和●●年●●月●●日

名古屋市緑政土木局

契約書

事業名	日光川公園整備運営事業
事業場所	名古屋市港区藤前五丁目、南陽町大字藤前新田地内
事業内容	募集要項等及び提案書類のとおり
事業期間	本契約成立の日 から 令和●年●月●日まで
請負代金額	金●●円 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金●●円 内訳 設計業務費（解体撤去、造成） 金●●円 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金●●円 設計業務費（整備） 金●●円 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金●●円 建設・工事監理業務費（解体撤去、造成） 金●●円 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金●●円 建設・工事監理業務費（整備） 金●●円 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金●●円
請負代金の支払場所	名古屋市役所
請負代金の支払方法	持参人払式小切手又は口座振替
前払金等の有無	設計費 前払金 有（3/10）以内、部分払 有（実施設計終了後） 建設・工事監理費 前払金 有（4/10）以内、 中間前払金 無、部分払 有（解体撤去、造成終了後）
契約不適合責任期間	設計 36 ヶ月 工事 24 ヶ月
著作権の取扱	本市取得
契約保証金	金●●円以上（全体請負代金の 1/10 以上）
特約事項	・ 定義集（別紙 1） ・ 保険（別紙 2） ・ 請負代金の構成、賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更（別紙 3） ・ 書類間の優先順位に係る特約条項（別紙 4） ・ 建築士法第 22 条の 3 の 3 に定める記載事項（別紙 5） ・ 前払金の支払いに関する特約条項（別紙 6） ・ 指定引渡しの指定に係る特約条項（別紙 7） ・ 仕様書等（別紙 8）

上記の事業について、発注者と受注者は、本事業における「基本協定書」「募集要項等」「提案書類」及び別添「設計業務委託契約約款」「名古屋市工事請負契約約款」により、契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市

代表者 名古屋市長 広沢 一郎 印

受注者

●● DBグループ

代表構成企業

(住所)

(名称)

代表取締役 ●● ●● 印

構成企業

(住所)

(名称)

代表取締役 ●● ●●

構成企業

(住所)

(名称)

代表取締役 ●● ●●

定義集

本契約における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- ・「本事業」とは、日光川公園整備運営事業をいう。
- ・「基本協定書」とは、本事業に関し、名古屋市と選定事業者が令和●年●月●日に締結した基本協定書及びその付属資料を個別にまたは総称していう。
- ・「募集要項等」とは、日光川公園整備運営事業に関する募集要項、要求水準書、対話実施選定基準書、様式集、指定管理協定書（案）、設計・建設・工事監理請負契約書（案）及びそれらに対する質問回答等、公募にあたって本市が公表・提供する一連の資料等（公募開始後本契約締結までに発注者が公表・提供する資料等を含む。）の総称のことをいう。
- ・「提案書類」とは、受注者が募集要項等に基づき作成し期限内に提出した書類、図書、名古屋市からの質問に対する回答及び本契約締結までに提出したその他一切の提案をいう。
- ・「工事監理業務」とは、本事業の建設業務に係る工事監理及びその関連業務をいう。
- ・「設計業務の成果品」とは、本事業に関して募集要項等に定めるところに従い、受注者が作成し、発注者に提出する基本設計図書及び実施設計図書（いずれも、発注者に提出した後に、この契約に基づく変更等により修正された書類及び図面等を含む。）をいう。

本契約における「設計業務委託契約約款」「名古屋市工事請負契約約款」の各用語は、次に掲げるとおり読み替えるものとする。

- ・「設計業務委託契約約款」における【設計図書】は、【本契約書、基本協定書、募集要項等及び提案書類】に読み替える。
- ・「設計業務委託契約約款第2条第1項」における【この契約締結後14日以内】は、【基本設計に関してはこの契約締結後14日以内に、実施設計は業務着手する前14日以内】に読み替える。
- ・「名古屋市工事請負契約約款」における【設計図書】は、【設計業務の成果品】に読み替える。
- ・「名古屋市工事請負契約約款第3条第1項」における【この契約締結後14日以内】は、【業務着手する前14日以内】に読み替える。
- ・「名古屋市工事請負契約約款第17条第1項第1号」における【設計書、図面、仕様書及びこれらの図書に対する質問回答書】は、【募集要項等】に読み替える。
- ・「名古屋市工事請負契約約款第17条第4項」における【訂正又は変更】は全て、発注者と受注者とが協議して受注者が行う。
- ・「名古屋市工事請負契約約款第23条」における【発注者が算出した総設計金額をもって請負代金額を除し、これに発注者が算出した変更後の総設計金額を乗じて得た金額の範囲内において】は削除する。

保険

建設業務中、受注者は自らの負担により、次の要件を満たす保険に加入しなければならない。

(1)建設工事保険（類似の機能を有する共済等を含む）

保険契約者	：受注者
被保険者	：受注者及びその全ての下請負、ならびに発注者
保険の対象	：本事業の対象となっている全ての工事
保険期間	：建設業務着工予定日を始期とし、本件引渡予定日を終期とする
保険金額（補償額）	：建設業務費
補償する損害	：工事現場において不測かつ突発的な事故により、本工事の目的物等に生じた損害

(2)第三者賠償責任保険（類似の機能を有する共済等を含む）

保険契約者	：受注者
被保険者	：受注者及びその全ての下請負、ならびに発注者
保険の対象	：本事業に起因する第三者の身体及び財物への損害
保険期間	：建設業務着工予定日を始期とし、本件引渡予定日を終期とする
補償する損害	：本事業に起因する第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

受注者は、上記の保険契約を締結したときは、その保険証書の原本証明付き写しを発注者に提出する。受注者は、発注者の承認なく保険契約及び保険金額の変更または解約をすることができない。受注者は、業務遂行上における人身、対物及び車両の事故については、その損害に対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を負担する。

請負代金の構成

業務の区分	業務内容	費用の種類
設計業務	・ 事前調査 ・ 基本設計 ・ 実施設計 ・ 照査	設計費
建設業務 工事監理業務	・ 解体撤去、造成 ・ 整備 ・ 備品等設置 ・ 工事監理（解体撤去、造成） ・ 工事監理（整備）	工事費

ただし、設計業務のうち、基本設計に係る費用については、全額受注者の負担とする。

賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更

設計業務における賃金又は物価の変動に基づく請負代金の変更について以下のように定める。

- 第1条 発注者又は受注者は、履行期間内で履行開始日以降に日本国内における賃金水準の変動により契約金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。当該請求は、基準日（履行開始日から12月を経過した日以降かつ、残りの履行期間が2月以上ある日に限る。）が属する月の前月から基準日の属する月までに行うことができる。
- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、設計業務にかかる変動前残請負代金額（基準日における契約金額の総額から基準日の前日までの出来形部分に相応する請負代金額を控除した額であり、消費税及び地方消費税相当額を含まない額とする。）と変動後残請負代金額（変動後の賃金を基礎として算出した変動前請負代金額に相応する額をいう。）との差額のうち変動前残請負代金額の100分の1を超える額につき、契約金額の変更に応じなければならない。なお、請負代金額の変更について、設計業務委託等技術者単価（国土交通省）の技師（C）を物価指数等とする。
- 3 変動前残請負代金額及び変動後残請負代金額は、基準日をもとに、前項の物価指標等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、本規定により契約金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「履行開始日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約金額変更の基準日」とする。

名古屋市工事請負契約約款第24条に定める賃金又は物価の変動に基づく請負代金の変更について、変更の際に用いる指標は以下を基本とする。

- ・ 建設工事費デフレーター（建設総合_土木総合_公共事業_土木1(除く災害復旧)_公園）
- ・ 建設資材物価指数
- ・ 建設物価指数

単価期別は令和7年3月とする。なお、物価変動の基準となる指標がなくなる又は内容が見直されるなどにより、本事業の実態に整合しなくなった場合、もしくはその他必要が生じた場合には、その後の対応方法について発注者と受注者で協議を行うものとする。詳細は国土交通省の運用マニュアルに準じるものとする。

書類間の優先順位に係る特約条項

募集要項等と提案書類相互の優先順位は、別表の左欄に掲げる書類について、右欄に掲げる順位とする。各書類には、付随する資料を含む。

別表

設計段階（実施設計完了前）	
本契約書、特約事項	1
設計業務委託契約約款、名古屋市工事請負契約約款	2
募集要項に関する質問回答書	3
募集要項	4
要求水準書	5
提案書類 （ただし、提案書類に優先する書類と齟齬がある場合で、提案書類に記載された性能又は水準が提案書類に優先する書類に記載されたものを上回るときは、その限度で提案書類の記載が優先するものとする）	6

建設段階（実施設計完了後）	
本契約書、特約事項	1
設計業務委託契約約款、名古屋市工事請負契約約款	2
募集要項等に関する質問回答書	3
募集要項	4
要求水準書	5
提案書類 （ただし、提案書類に優先する書類と齟齬がある場合で、提案書類に記載された性能又は水準が提案書類に優先する書類に記載されたものを上回るときは、その限度で提案書類の記載が優先するものとする）	6
実施設計図書	7

建築士法第22条の3の3に定める記載事項

対象となる建築物の概要	別紙●に定める提案書類に示すとおり。
業務の種類、内容及び方法	別紙●に定める募集要項及び提案書類のとおりとする。

作成する設計図書の種類	別紙●に定める要求水準書に示すとおりとする。
-------------	------------------------

工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法	立会い又は書類等による照合・確認を抽出により行う。
-------------------------------------	---------------------------

設計に従事することとなる建築士・建築設備士	
【氏名】：●● ●●	
【資格】：●●建築士	【登録番号】：第 号
【氏名】：●● ●●	
【資格】：●●建築士	【登録番号】：第 号
【氏名】：●● ●●	
【資格】：●●建築士	【登録番号】：第 号

工事監理に従事することとなる建築士・建築設備士	
【氏名】：●● ●●	
【資格】：●●建築士	【登録番号】：第 号
【氏名】：●● ●●	
【資格】：●●建築士	【登録番号】：第 号
【氏名】：●● ●●	
【資格】：●●建築士	【登録番号】：第 号

建築士事務所の名称	●●建築士事務所
建築士事務所の所在地	●●県●●市▲▲1-1-1
区分（一級、二級、木造）	●●建築士事務所
開設者指名	●● ●● (法人の場合は開設者の名称及び代表者指名)

※契約後に建築士法第22条の3の3に定める記載事項に変更が生じる場合には、速やかに報告すること。

前払金の支払いに関する特約条項

設計業務委託契約約款の第34条に規定する前払金の支払については、次号のとおりとする。

- (1) 設計費については前払金の支払対象とするが、支払金額は各年度ごとの出来高予定額に対して10分の3の割合を乗じて得た額以内の額とする。
- (2) 上記の場合において、支払いの請求が可能となる時期は令和8年4月1日以後とする。

名古屋市工事請負契約約款の第34条に規定する前払金の支払については、次号のとおりとする。

- (1) 工事費については前払金の支払対象とするが、支払金額は各年度ごとの出来高予定額に対して10分の4の割合を乗じて得た額以内の額とする。
- (3) 上記の場合において、支払いの請求が可能となる時期は令和9年4月1日以後とする。

指定引渡しの指定に係る特約条項

設計業務における成果品は下表左欄の通りとし、同表右欄の各時点で引渡しを受けるものとする。

設計業務（基本設計）の成果品（発注者に提出した後に、この契約に基づく変更等により修正された書類及び図面等を除く。）	実施設計着手前
上記を除く設計業務の成果品（発注者に提出した後に、この契約に基づく変更等により修正された書類及び図面等を除く。）	設計業務終了時

仕様書等

1. 土木工事共通特記仕様書
2. 設計業務共通特記仕様書
3. 情報取扱注意項目
4. 障害者差別解消に関する特記仕様書
5. 現場代理人の常駐義務緩和及び兼務の試行に関する特記仕様書
6. 1日未満で完了する作業の積算に関する特記仕様書
7. 建設リサイクル法の分別解体に係る特記仕様書
8. LED 照明設置に関する特記仕様書
9. 電子納品に関する特記仕様書
10. 建設発生土の処理及び埋戻材に関する特記仕様書（公園緑地用）
11. 工事施工条件明示

- ・ 摘要年月日等は現段階のものであり、各業務着手時に最新のものを使用すること。
- ・ 現段階で摘要無であっても、設計内容に応じて適用有とする場合がある。
- ・ 一部仕様書については発注者及び受注者との協議のうえ、設計内容に応じて条件を定めるものとする。ただし、建設発生土の園外搬出は原則不可とする。

土木工事共通特記仕様書

- 1 本件は、契約図書（契約書、設計書、設計図、土木工事標準仕様書（令和6年10月）、事業損失防止調査標準仕様書（令和6年4月）、特記仕様書、工事施工条件明示、工事共通構造図（令和6年10月）をはじめ、工事の施工に関する法令及び緑政土木局が定める規定（請負工事施行要綱（令和4年10月）、請負工事施工管理基準（令和6年10月）、写真管理基準（令和6年10月）、請負工事品質管理基準（令和6年10月））並びに工事の施工方法に関する公的基準に従って施行すること。
- 2 土木工事標準仕様書に定めのない場合は、設計図書によるものとする。
- 3 設計書に添付された工事施工条件明示等（○印等を付したものを）を遵守して、工事を施工すること。ただし、明示事項に変更を生じた場合、または明示されていないが、工事施工にあたり制約等が発生したときは、発注者・請負人協議して適切な処置を講ずるものとし、設計変更を必要と認めた場合は、設計変更の対象とする。
- 4 任意仮設工事の場合は、設計図書に添付している仮設図書（参考図と表示する）及び使用する材料の種類・数量等の明示は、あくまでも参考であり、請負人が現場にあった仮設図面を作成し、監督員に提出し、その指示に従うこと。
- 5 設計変更等については、名古屋市工事請負契約約款第17条～第23条及び土木工事標準仕様書関連各条項で規定しているが、その具体的な考え方や手続きについては、工事請負契約における設計変更ガイドライン（名古屋市緑政土木局）によるものとする。

（特記事項）

1 （前金払い）

前払金については、名古屋市公共工事の前金払取扱要綱（以下「要綱」という。）によるものとする。

- （1）前払金は、前払金請求書に保証証書を添えて、請求することができる。
- （2）前払金として請求できる金額は契約金額の4割以内とする。

令和6年10月1日

設計業務共通特記仕様書

- 1 本件は、本契約書をはじめ、発注者が指定する業務の施行に関する法令及び緑政土木局が定める規定（設計業務標準仕様書、工事共通構造図、工事設計積算要領等）並びに業務の施行に関する公的基準に従い施行すること。

特記事項

- 1 本件は電子納品の対象とする。
- 2 本件の成果品の作成方法については、「電子納品に関する運用基準」に従うこと。
- 3 電子納品の対象とする成果品は、電子媒体（CD-R 等）で提出すること。
- 4 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行うものとする。なお、利用するパソコンは最新のセキュリティ対策を施すこと。
- 5 緑政土木局における情報取扱注意項目に基づき、機密情報取扱業務の一部を第三者へ委託する場合は、再委託申請書を提出し承諾書の交付を受けること。
- 6 前払金については、名古屋市公共工事の前金払取扱要綱（以下「要綱」という。）によるものとする。
 - （1）前払金は、前払金請求書に保証証書を添えて、請求することができる。
 - （2）前払金として請求できる金額は契約金額の3割以内とする。

情報取扱注意項目

本契約を履行する場合においては、下記項目を遵守しなければならない。

（基本事項）

第1 本契約による業務（以下「本件業務」という。）を請け負った者（以下「受注者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（関係法令等の遵守）

第2 受注者は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16 年名古屋市条例第41 号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報の保護に関する法律（平成15 年法律第57 号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和 4 年名古屋市条例第56 号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

（第三者への提供及び目的外使用の禁止）

第3 受注者及び本件業務の履行に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関して知り得た名古屋市（以下「発注者」という。）から取得した情報及び請負の趣旨に基づき市民等から取得した情報（これらを加工したものを含み、請負の趣旨に基づき発注者に提供される予定のものに限る。以下「取得情報」という。）を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、本契約の終了（本契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

（機密情報の授受）

第4 機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16 年名古屋市規則第50 号）第28 条第1 項第1 号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）並びに機密情報が記録された資料及び成果物（発注者の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）の授受は、発注者における監督員、検査員又は契約担当職員である職員と、受注者における本件業務の履行に従事する職員との間において行うものとする。

2 前項の発注者において情報の授受を行う職員には、必要があると認める場合においては、道路監理員等発注者において本件業務の対象となる財産の管理権限を行使する職員を含めるものとする。

（機密情報の保管・搬送時の注意・義務等）

第5 受注者は、機密情報が記録された資料及び成果物の保管及び搬送に当たっては、当該情報が漏えい、滅失又はき損されないよう、必要な措置を講じなければならない。

（個人情報の取扱いに関する特則）

第6 受注者は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第2 条第1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 受注者は、取得情報に含まれる個人情報については、何人にも開示してはならない。

（機密情報の複写及び複製の禁止）

第7 受注者は、発注者から指示又は許可された場合を除き、機密情報が記録された資料及び成果物を複写し、又は複製してはならない。

2 以下の場合においては、原則として第1 項の許可があったものとみなす。

(1) 本件業務の履行に際し、その業務に従事する職員の使用に供するために複写、複製する場合

(2) 第8 第1 項による承認を得て本件業務の一部を第三者に請け負わせるために、当該業務に必要な部分を複写、複製する場合。

（再委託の禁止又は制限）

第8 受注者は、発注者の承認を得ることなく、本件業務に機密情報が含むこととなる事務（以下「機密情報取扱事務」という。）を第三者に委託してはならない。

2 受注者は、本件業務のうち機密情報取扱事務の一部を第三者に委託する必要がある場合においては、情報の保護及び管理について適切な業者を選定しなければならない。

3 機密情報取扱事務の一部を第三者へ委託する場合は、再委託申請書を提出し承諾書が交付された場合のみ認められる。

4 受注者は、承認を得て本件工事を第三者に請け負わせる場合は、情報の取扱いに関し、本契約において受注者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

5 受注者は、原則として機密情報取扱事務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（再々委託）させてはならない。

（報告等）

第9 受注者は、発注者が取得情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、発注者が取得情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 受注者は、この情報取扱注意項目に違反したことにより取得情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

（機密情報の返却及び処分）

第10 受注者は、機密情報が記録された資料のうち発注者から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに発注者に返却しなければならない。ただし、発注者の承認があった場合はこの限りではない。

2 受注者は、前項に規定する場合を除き、機密情報が記録された資料のうち発注者に返却する資料以外のものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、発注者の承認があった場合はこの限りではない。

3 業務の履行に関する諸要綱等に基づき、竣工後一定期間本件業務に係る資料を受注者において保管することとされている場合においては、それらのうち機密情報が記録された資料について、第1 項の承認があったものとみなす。その場合、当該保管期間の終了後においては、受注者は第2 項に定める方法により、速やかにこれを処分しなければならない。

（従事者の教育）

第11 受注者は、本件業務の履行に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2 受注者は、本件業務に個人情報を取り扱う事務が含まれている場合においては、当該事務に従事している者（再委託等を受けた者の従事者を含む。）に対し、保護法（受注者が、市会に係る個人情報の取扱いの委託を受けた者の場合は、保護条例）及びあんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

3 受注者は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務の履行に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

4 発注者は、受注者における情報の取扱いの責任者並びに本件業務の従事者の管理体制及び実施体制について、個人情報を取り扱う場合など必要に応じて書面で確認することができる。

（契約解除及び損害賠償等）

第12 発注者は、受注者が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

(1) 本契約を解除すること。

(2) 損害賠償を請求すること。

(3) 取得情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34 条第 1 項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第 2 項の規定に基

づきその旨を公表すること。

2 前項第2号及び第3号の規定は、本契約の終了後においても適用するものとする。

（特定個人情報に関する特則）

第13 受注者は、本件業務に特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う事務が含まれている場合においては、あらかじめ発注者の承認を得た場合を除き、当該業務の履行場所又は事務の履行場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

2 受注者は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者を明確にしなければならない。なお、発注者から求めがあるときは、特定個人情報を取り扱う者について速やかに報告しなければならない。

3 受注者は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者に対し、番号利用法その他特定個人情報の保護に係る関係法令を周知するなど特定個人情報の保護に関し十分な教育を行うとともに、特定個人情報の取扱いについて監督しなければならない。

4 受注者は、前3項に規定する事項のほか、番号利用法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者としての義務を果たさなければならない。ただし、本件業務に個人番号関係事務が含まれている場合においては、「第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者」を「第2条第13項に規定する個人番号関係事務実施者」と読み替えるものとする。

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

- 第1条 この契約による業務（以下「本件業務」という。）を請け負った者（以下「受注者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）、愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号）及び名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例（平成30年名古屋市条例第61号）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（平成28年1月策定。以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。
- 2 前項に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

(対応指針に沿った対応)

- 第2条 前条に定めるもののほか、受注者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

(再委託に係る対応)

- 第3条 受注者は、本件業務を第三者に請け負わせた場合は、障害者差別解消に係る対応に関し、この契約において受注者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

現場代理人の常駐義務緩和及び兼務の試行に関する特記仕様書

- 1 この特記仕様書は、現場代理人の当該工事現場への常駐義務の緩和及び他の工事の現場代理人又は他の業務の業務代理人との兼務の試行に関して定めるものである。
- 2 「名古屋市緑政土木局における現場代理人の常駐義務緩和及び兼務の試行に関する取扱い要領」の定めを満足する場合に限り、緑政土木局土木工事標準仕様書第1編1.1.53監理技術者等及び現場代理人の第11項(2)の定めにかかわらず、現場代理人について当該工事現場における常駐義務を緩和し、他の工事の現場代理人又は他の業務の業務代理人との兼務ができるものとする。
- 3 工事施工条件明示 9.現場代理人の配置条件 1. 現場代理人の現場への常駐義務緩和及び他の工事又は業務委託の代理人との兼務 において、「1. 条件を満たせば可」又は「2. 不可（要常駐）」のどちらの場合においても、緑政土木局土木工事標準仕様書第1編1.1.53監理技術者等及び現場代理人の第11項(2)に定める業務委託の業務代理人については1件、災害時等における緊急工事及び緊急業務委託の代理人についてはそれぞれ1件に限り兼務することができるものとする。
- 4 その他疑義が生じた場合は、発注者の指示によるものとする。

1日未満で完了する作業の積算に関する特記仕様書

- (1) 「1日未満で完了する作業の積算」（以下、「1日未満積算基準」という。）は、土木工事標準積算基準書によるものとする。
- (2) 1日未満積算基準は、変更積算のみに適用する。
- (3) 受注者は、施工パッケージ型積算基準による工種について、その作業量が1日未満となった場合には、1日未満積算基準の適用について協議を行うことができるものとする。
- (4) 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 受注者は、協議にあたって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報、出面表、実際の費用がわかる資料等）を本市監督員に提出すること。実際の費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (6) 単価契約工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

建設リサイクル法の分別解体に係る特記仕様書

1. 請負人は、建設リサイクル法第13条第1項により、特定建設資材廃棄物が発生する対象建設工事について、下記の事項を書面に記入し、本市と契約を結ぶものとする。
 - (1) 分別解体等の方法
 - (2) 解体工事に要する費用
 - (3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
 - (4) 再資源化等に要する費用
2. 対象建設工事は、次に掲げる一定規模以上の工事とする。
 - (1) 床面積80㎡以上の建築物の解体
 - (2) 床面積500㎡以上建築物の新築・増築
 - (3) 請負金額1億円以上の建築物の修繕・模様替え（リフォーム等）
 - (4) 請負金額500万円以上のその他の工作物に関する工事（土木工事等）
3. 特定建設資材は、次に掲げる資材をいう。
 - (1) コンクリート
 - (2) コンクリート及び鉄からなる建設資材
 - (3) 木材（土木建築に関する工事に使用する木材）
 - (4) アスファルト・コンクリート
4. 特定建設資材廃棄物は特定建設資材が廃棄物になったものをいう。
5. 分別解体等とは次に掲げるものをいう。
 - (1) 建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する建設工事、建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為
 - (2) 建築物その他の工作物の新築その他解体工事以外で当該工事に伴い建設資材をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工する行為
6. 再資源化等は次に掲げるものをいう。
 - (1) 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物の運搬又は処分（再生することを含む。）に該当するものをいう。
- イ. 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物について、資材又は原材料として利用すること（建設資材廃棄物をそのまま用いることを除く。）ができる状態にする行為
- ロ. 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物であって燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用する行為
 - (2) 建設資材廃棄物の大きさを減ずる行為「縮減」に該当するもの
7. 第1項で記名する費用は請負人の見積金額とする。

説 明 書

年 月 日

(あて先)
名古屋市長

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

郵便番号	—
電話番号 ()	—

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について説明します。

記

1. 工事の名称 : _____
2. 工事の場所 : _____
3. 説明内容 : 添付資料の通り
4. 添付資料 : 別表 (別表1～3のうち、該当するものに必要事項を記載したもの)
☐ 別表1 (建築物に係る解体工事)
☐ 別表2 (建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替))
☐ 別表3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等))

☐ 欄には、該当箇所にチェックマークを記入すること。

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ)		☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ その他 ()		
工事の種類		☐ 新築工事 ☐ 維持・修繕工事 ☐ 解体工事 ☐ 電気 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ 下水道 ☐ 鉄道 ☐ 電話 ☐ その他 ()		
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)		☐ コンクリート ☐ コンクリート及び鉄から成る建設資材 ☐ アスファルト・コンクリート ☐ 木材		
工作物に関する調査の結果	工 作 物 の 状 況	築年数 _____ 年 その他 ()		
	周 辺 状 況	周辺にある施設 ☐ 住宅 ☐ 商業施設 ☐ 学校 ☐ 病院 ☐ その他 () 敷地境界との最短距離 約 _____ m その他 ()		
工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容		工作物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所	作業場所 ☐ 十分 ☐ 不十分 その他 ()		
	搬出経路	障害物 ☐ 有 () ☐ 無 前面道路の幅員 約 _____ m 通学路 ☐ 有 ☐ 無 その他 ()		
	特定建設資材への付着物(解体・維持・修繕工事のみ)	☐ 有 () ☐ 無		
	その他			
工事着手の時期※		年 月 日		
工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)	
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	②土工	土工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序 (解体工事のみ)		☐ 上の工程における⑤→④→③の順序 ☐ その他 () その他の場合の理由 ()		
工作物に用いられた建設資材の量の 見込み (解体工事のみ)		トン		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の 見込み (全工事) 並びに特定建設 資材が使用される工作物の部分 (新 築・維持・修繕工事のみ) 及び特定 建設資材廃棄物の発生が見込まれる 工作物の部分 (維持・修繕・解体工 事のみ)	種 類	量の見込み	使用する部分又は発生が見 込まれる部分 (注)
		☐ コンクリート塊	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
		☐ アスファルト・コンクリート塊	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
	☐ 建設発生木材	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥	
(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他				
備考				

※以外の事項は法第9条2項の基準に適合するものでなければなりません。

□欄には、該当個所にチェックマークを記入すること。

特 記 事 項

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）の場合）

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）第１３条第１項及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成１４年国土交通省令第１７号）第７条の規定に基づき、契約書において記載すべき事項の内容は、次のとおりとする。

件 名

請負人

１． 分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	①仮設	仮設工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用

注）該当する項目の□にチェックマークを記入する

２． 解体工事に要する費用

【請負人見積金額】

円

(消費税及び地方消費税を含む。)

３． 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

別表のとおり

４． 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

【請負人見積金額】

円

(消費税及び地方消費税を含む。)

別表（書ききれない場合は別紙に記載）

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

※ 請負人が選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）

LED 照明設置に関する特記仕様書

(適用)

この特記仕様書は、名古屋市緑政土木局が所管する工事においてLED 照明を設置する場合に適用する。

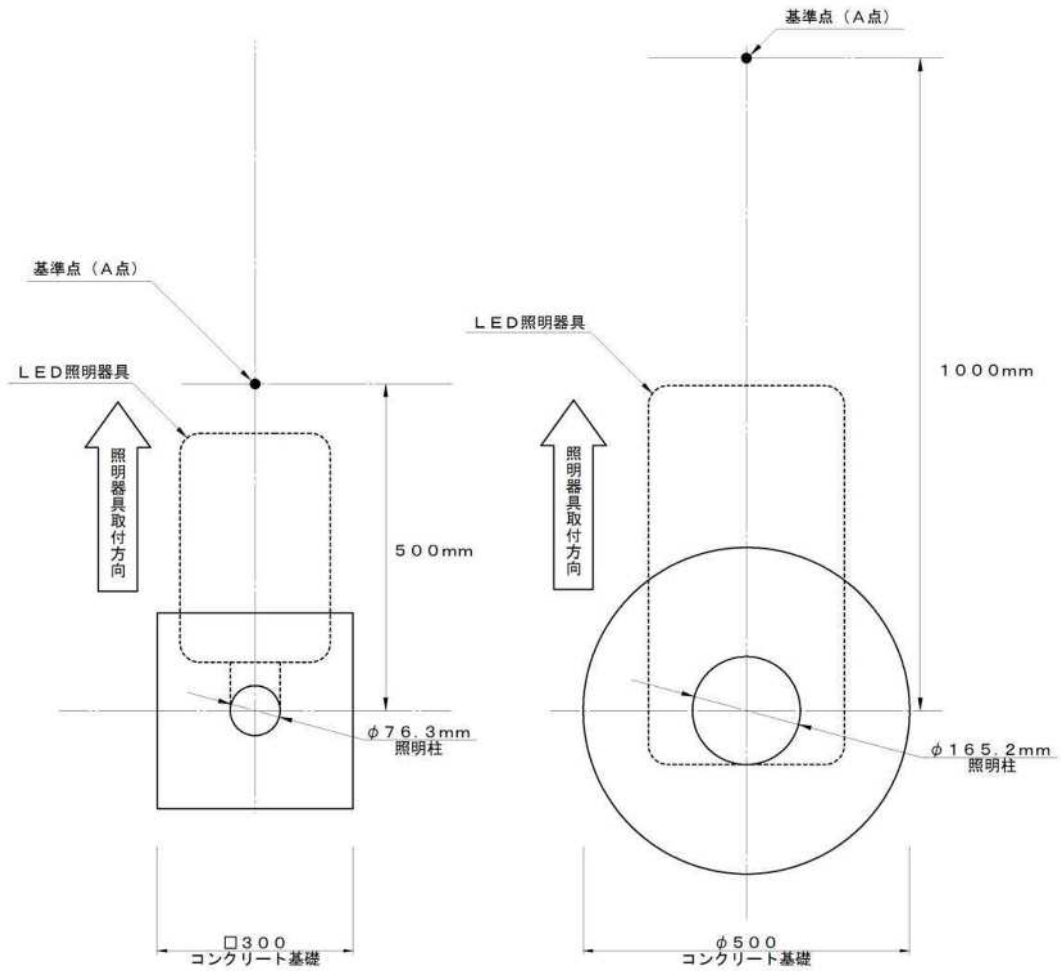
(器具選定)

1. 請負人は、工事に使用するLED照明を選定する場合は、名古屋市緑政土木局LED照明技術仕様書に適合し、本市の型式承認を受けた製品のうち、本市WEBページに掲載する製品より選定するものとする。
2. 請負人は、設置場所に応じて適切な型式の製品を使用するものとする。
3. 請負人は、工事に使用する製品の品質規格に関する資料（製品カタログ資料及び材料供給者の品質証明書、品質管理に必要な照度値等）を事前に監督員に提示し、監督員の承諾を受けてから使用するものとする。

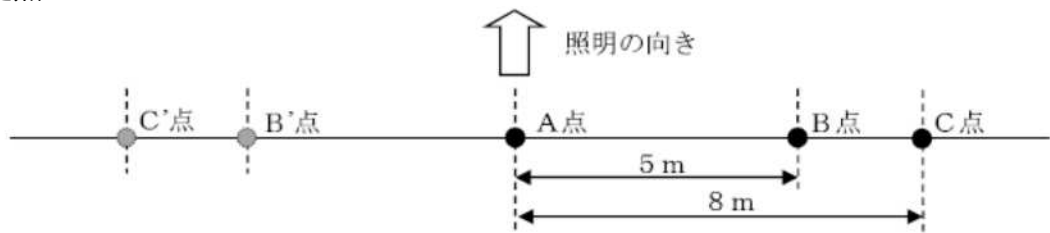
(品質管理)

4. 請負人は、LED照明の設置完了後は、現地において照度測定を行い、その測定結果を監督員に提出するものとする。
5. 照度測定は、種類別に10 基毎に1 基行うものとする。なお、照度測定数の小数点以下は切り下げて行うが、必ず1 基は行うものとする。
6. 照度測定記録は別紙照度測定記録表で提出するものとする。
7. 名古屋市緑政土木局請負工事検査要領の〔別表〕検査基準 品質管理 作業 照度測定として照度測定記録を提出するものとする。
8. 照度測定を行う照度計は、JIS C 1609-1:2006に規定する一般形AA級照度計に準拠した検定付照度計であり、校正の有効期間内であるものとし、次の各号に示す事項について、事前確認を受けるものとする。
 - (1)照度計における校正の有効期間
 - (2)照度計の校正機関
 - (3)照度計のメーカー、型番

照度測定の基準点



照度測定点



照度測定記録表の様式

照度測定日時	令和	年	月	日	時	分頃～	時	分頃
管理番号	A点[基準照度]		B点 (B'点) [基準照度]		C点 (C'点) [基準照度]			
	ルクス [	ルクス]	ルクス [	ルクス]	ルクス [			
	ルクス [	ルクス]	ルクス [	ルクス]	ルクス [			
	ルクス [	ルクス]	ルクス [	ルクス]	ルクス [			

電子納品に関する特記仕様書（令和２年４月）

- 1 本件は電子納品の対象とする。
- 2 本件の成果品のうち、「図面、写真、その他本市監督員が指定するもの」を電子納品の対象とする。また、その作成方法については、「電子納品に関する運用基準（R2.4）」に従うこと。
- 3 電子納品の対象とする成果品は、電子媒体（CD-R等）で提出すること。
- 4 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行うものとする。なお、利用するパソコンは最新のセキュリティ対策を施すこと。
- 5 その他上記に定めること以外については、受発注者による協議により定めること。

建設発生土の処理及び埋戻材に関する特記仕様書（公園緑地用）

1. 総則

適用範囲

本特記仕様書は、名古屋市緑政土木局が所管する 工事の建設発生土及び埋戻材に関する、その処理方法及び調達方法について適用する。

2. 建設発生土の処理方法（地山換算土量）

（1）指定仮設に係るもの

- ① 本工事で埋戻材として直接利用する
（現場外に仮置きするものを含む）…………… 予定数量 m^3
- ② 他工事に搬出する…………… 予定数量 m^3
搬出期間 年 月 日から
年 月 日まで
搬出先住所 県 市 区 町 番地
搬出先工事名
搬出先事業者名
搬出先連絡先
その他
- ③ 指定処分する…………… 予定数量 m^3
受入地事業者名
受入地住所 県 市 区 町 番地
受入地連絡先
その他
- ④ 確認処分する…………… 予定数量 m^3

（2）任意仮設に係るもの

- ① 本工事で埋戻材として直接利用する予定のもの
（現場外に仮置きするものを含む）…………… 次の工種のうち作業土工にかかる部分の埋戻土
〔移設工、擁壁工、給水設備工、雨水排水設備工、污水排水設備工、電気設備工、
園路広場整備工、修景施設整備工、遊戯施設整備工、サービス施設整備工、管
理施設整備工、建築施設組立設置工、（ ）〕
- ② 他工事に搬出する…………… 予定数量 m^3
搬出期間 年 月 日から
年 月 日まで
搬出先住所 県 市 区 町 番地
搬出先工事名
搬出先事業者名
搬出先連絡先
その他
- ③ 指定処分する…………… 上記以外の処分量
受入地事業者名
受入地住所 県 市 区 町 番地
受入地連絡先

- その他
④ 確認処分する …………… 上記以外の処分量

3. 埋戻材の調達方法（締固め後換算土量）

（１）指定仮設に係るもの

- ① 本工事で発生する建設発生土
（現場外に仮置きするものを含む）…………… 予定数量 m^3
- ② 購入土を利用する…………… 予定数量 m^3
- ③ 他工事から搬入する…………… 予定数量 m^3
- 搬入期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 搬入元住所 県 市 区 町 番地
- 搬入元工事名
- 搬入元事業者名
- 搬入元連絡先

（２）任意仮設に係るもの

- ① 本工事で発生する予定の建設発生土（現場外に仮置きするものを含む）
…………… 次の工種のうち作業土工にかかる部分の残土
〔移設工、擁壁工、給水設備工、雨水排水設備工、汚水排水設備工、電気整備工、
園路広場整備工、修景施設整備工、遊戯施設整備工、サービス施設整備工、管
理施設整備工、建築施設組立設置工、（ ）〕
- ② 購入土を利用する…………… 設計図書で明示する部分
- ③ 他工事から搬入する…………… 予定数量 m^3
- 搬入期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 搬入元住所 県 市 区 町 番地
- 搬入元工事名
- 搬入元事業者名
- 搬入元連絡先

4. 建設発生土の処理方法及び埋戻材の調達方法に関する協議

建設発生土の処理方法及び埋戻材の調達方法（以下処理方法等という）について、品質規格の不適合や工事工程の変更などにより、本特記仕様書で定める処理方法等で施工できないことが明確となった場合、及び処理方法等について監督員から指示があった場合には、請負人は設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

※留意事項 取り消し線(——)部は、本工事の設計内容に含まないものとする。

5. 埋戻材として利用する建設発生土の品質基準値について

埋戻材として利用する建設発生土の品質基準値は、下記の規定に適合するものとする。

- 1 木片、金属片、布、コンクリート塊、アスファルト塊等の異物を含まないこと。
- 2 品質規格は、下表の基準に適合するものとする。

項目	基準値	試験方法
発生土 C B R	3 %以上	JIS A 1211 CBR試験法（締固めた土のCBR試験法）

※植栽の埋戻材は、発生 C B R 基準値を適用しない。

工 事 施 工 条 件 明 示

※斜線表示した明示事項は、他の設計図書等で施工条件等を明示してあります。

NO. 1

明示項目	明示事項	施 工 条 件 等	備 考
1. 工事工程 との関連	1. 本工事期間中に連携・調整が必要な工事	1. 本工事との連携及び調整 ①別途所管工事 ア. 舗装・歩道整備 イ. 側溝改良等 ウ. 河川・水路 エ. 橋梁 オ. 道路付属物(道路照明・防護柵) カ. 公園・緑地 キ. 街路樹 ク. その他 ②占用工事 ア. 鉄道 イ. ガス ウ. 電気 エ. 電話 オ. 水道 カ. 下水道 キ. その他 () ③なし	1. 占用工事とは、道路・河川・公園等を占用している事業者が行う工事をいう。
		2. 施工時期の調整等 ア. 関連工事担当者と密に行う イ. 調整会議等で行う ウ. その他 ()	1. 調整会議等とは、占用調整会議及びその他調整に係る会議等をいう。
	2. 本工事期間中に支障等となる工事	1. 支障物件 (1) あり ア. 鉄道 イ. ガス ウ. 電気 エ. 電話 オ. 水道 カ. 下水道 キ. その他 () (2) なし	1. 支障物件とは、本工事に伴い移設・撤去・防護等の処置が必要となるものをいう。
		2. 支障物件の工事内容 ア. 占用物件の移設・撤去工事 イ. 道路付属物の移設・撤去工事 ウ. 支障物件の防護 エ. その他 () 3. 施工時期の調整等 ア. 関連工事担当者と密に行う イ. 調整会議等で行う ウ. その他 ()	
	3. 現場着工前に必要な法令等に基づく協議等が必要なもの	1. 本工事との連携及び制限 (1) あり ア. 公安委員会 イ. 他の道路管理者 ウ. 河川管理者 エ. 鉄道事業者 オ. 教育委員会(学校) カ. その他 () (2) なし 2. 施工時期の調整等 ア. 道路交通法第80条協議による イ. 施設管理担当者との協議による ウ. 調整会議等で行う エ. 特記仕様書で示す	1. 協議等は発注者が行い、請負業者は資料作成等の協力をする事。 2. 協議用資料として、施工方法、交通処理計画等を作成すること。
	4. 遺跡	1. 遺跡の埋蔵地区の有無 (1) あり (2) なし	

		2. 施工時期の調整等 ア. 担当者と密に行うこと イ. 現地立会いを行うこと	
	5. その他 (施工時期の制約等)	()	1. 施工時期に制約等がある場合は、監督員と協議すること。

工 事 施 工 条 件 明 示

※斜線表示した明示事項は、他の設計図書等で施工条件等を明示してあります。

NO. 2

明示項目	明示事項	施 工 条 件 等	備 考
2. 仮設工事の方法	1. 指定仮設及び任意仮設の区分	1. 指定仮設と任意仮設が混在している ア. 作業土工 (全部・部分・任意) イ. 仮排水工 (全部・部分・任意) ウ. 仮締切工 (全部・部分・任意) エ. 土留・支保工 (全部・部分・任意) オ. 覆工 (全部・部分・任意) カ. 水替工 (全部・部分・任意) キ. 薬液注入工 (全部・部分・任意) ク. 地盤改良工 (全部・部分・任意) ケ. 工事用電力 (全部・部分・任意) コ. その他 () 2. 全ての仮設工事が任意仮設である	1. 指定仮設と任意仮設との区分は参考図等を参照すること。
		3. 参考資料 ア. 土質調査報告書 イ. 交通量調査書 ウ. 検討計算書類 エ. その他 ()	1. 参考資料は、契約後に貸与する。
3. 安全対策	1. 交通誘導警備員の配置	別紙「交通誘導警備員の配置条件」による	
	2. 接近する公共施設の有無	1. 本工事に接近する公共施設 (1)あり ア. 鉄道 イ. 都市高 ウ. 地下鉄 エ. その他 () (2) なし	
		2. 施工時期の調整等 ア. 施設管理担当者と密に行うこと イ. 調整会議等で行うこと ウ. その他 ()	
	3 足場の設置	ア. 手すり先行工法 イ. その他 () ウ. なし	1. 「手すり先行工法に関するガイドライン」(厚生労働省平成21年4月)を参照すること。
	4 現場環境改善費の計上	1. あり ア. 仮設関係 イ. 安全施設関係 ウ. 営繕関係 2. なし	1. 現場環境改善を施工計画書に記載し提出すること。

4. 工事用道路	1. 仮道の設置	1. あり 2. なし	
	2. 一般道路の使用制限	1. 制限あり 2. 制限なし	
5. 用地関係	1. 境界調査	1. あり 2. なし	1. 境界線の確認、復元作業を行うこと。
	2. 境界杭・道路 中心杭等の保全等	1. 必要あり 2. 必要なし	1. 境界杭等を確認し、引照、復元を行い、報告すること
	3. 市有地等のストックヤード	1. 無償借地が可能 2. 有償借地が可能 3. なし	

工 事 施 工 条 件 明 示

※斜線表示した明示事項は、他の設計図書等で施工条件等を明示してあります。

NO. 3

明示項目	明示事項	施 工 条 件 等	備 考
6. 建設発生土の再利用	1. 改良土の利用	1. あり ア. 埋戻土 イ. 盛土 ②. なし	1. 建設発生土を設計図書で明示する認定プラントへ搬入し、改良土として現場で使用する。
	2. 改良路盤材の利用	1. あり ア. 上層路盤（一層） イ. 下層路盤 ウ. その他路盤（一層のみ路盤） ②. なし	1. 発生路盤材を設計図書で明示する認定プラントへ搬入し、改良路盤材として現場で使用する。
	3. 現場内での流用の有無	①. あり ア. 埋戻土 イ. 盛土 ウ. その他（ ） 2. なし	1. 作業土工を現場内で流用使用する。
7. 建設副産物の処理	1. 建設発生土（路盤材を含む）の他工事への流用、仮置き	1. 流用、仮置き (1) あり ①運搬先 運搬 距離 k m (場所) ア. おろすのみ イ. 荷下ろし及び集積 ②. なし	1. 処分（流用）状況の確認を現地立会もしくは写真撮影して監督員に報告、または受入を証明する資料を監督員に提出すること。 2. 産業廃棄物に該当する場合は別途協議を行うこと。
	2. 建設発生土（路盤材を含む）の処理	1. 指定処分 (1) あり ①運搬先 運搬 距離 k m (場所) ②. なし 2. 確認処分 (1) あり ②. なし	
	3. 産業廃棄物（As塊、Co塊）（スラグ路盤）	1. 処理方法の指定 (1) あり（As・Co・スラグ） ア. 現場内処理 イ. 再生処理プラント ウ. 名西ソイル（運搬距離 km） エ. 仮置き ②. なし	1. 産業廃棄物は、再生処理または最終処分の許可を受けた業者で処分をし、運搬についても委託する場合は、許可を受けた業者に委託すること。 2. 運搬距離は、再生処理プラント工場を指定した場合である。 3. 処理状況の確認は、マニフェスト及び写真等により行うこと。 4. 本工事で発生する建設廃棄物のうち愛知県内の最終処分場に搬入するものに
	4. 産業廃棄物（建設発生木材及び伐採木、根株等）	1. 処理方法の指定 運搬距離 k m (1) あり ア. 再生処理プラント イ. 埋立処分場 ウ. その他（ ） ②. なし（確認処分）	

	5. 産業廃棄物 (愛知県内の 最終処分場へ 搬入するもの)	1. 種類及び運搬距離 () k m () k m	については、愛知県産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。 最終処分場に搬入する数量は、マニフェスト等により確認すること。 5. 建設リサイクル法に基づく契約事務の確認を行うこと。(当初契約・変更契約・完了報告)
--	---	---	---

工 事 施 工 条 件 明 示

※斜線表示した明示事項は、他の設計図書等で施工条件等を明示してあります。

NO. 4

明示項目	明示事項	施 工 条 件 等	備 考
8. 公害対策	1. 騒音・振動等 対策	1. 作業時間の制約 (1) あり ア. 夜間施工 イ. 休日施工 ウ. その他 () (2) なし	1. 「建設工事に伴う騒音振動対策指針」に基づき、騒音・振動の発生を抑制する機械を使用すること。 2. 「排出ガス対策型建設機械指定要領」に定めた機械を使用すること。
		2. 騒音・振動等の調査 (1) あり () (2) なし	
	2. 排水対策	1. あり ア. 濁水対策あり イ. 濁水対策なし 2. なし	1. 環境保全条例に基づく届出等を行うこと。
	3. 事業損失調査	1. あり ア. 家屋調査 イ. 地盤変形調査 ウ. 地下水位調査 エ. 井戸水調査 2. なし	1. 「事業損失防止調査標準仕様書」を参照すること。
9. 現場代理人の配置条件	1. 現場代理人の現場への常駐義務緩和及び他の工事又は業務委託の代理人との兼務	1. 条件を満たせば可 (2) 不可 (要常駐)	1. 「名古屋市緑政土木局における現場代理人の常駐義務緩和及び兼務の試行に関する取扱い要領」を参照すること。
10. 作業時間等	1. 作業時間及び時間的制約	1. 作業時間帯 (時 分 から 時 分 まで) 2. 時間的制約 (1) あり ア. 4時間/日以上～7時間/日以下 イ. 7時間/日を超え7.5時間/日以下 (2) なし	1. 作業時間には休憩時間、準備及び片付け等の時間を含む。 2. 「明示項目 1. 工事工程との関連内、明示事項 3. 現場着工前に必要な法令等に基づく協議等が必要なもの」に明示している協議等により変更となる場合には、この限りではない。
11. その他			

令和5年4月1日

交通誘導警備員の配置条件

1. 本工事の施工に伴って一般交通に支障となる箇所には、次表の通り交通誘導警備員を配置し、交通安全に努めなければならない。
2. 関係機関との協議や地元打合わせにより条件が付された場合や請負人から施工方法の大幅な変更協議があった場合には変更理由を明確にして変更することができる。

交通誘導警備員の配置条件

位 置 ・ 工 種	人 数	時 間 帯	交代要員の有無	備 考

[追記条件]

工事着手に先立ち、現場条件等を勘案して交通誘導警備員の配置を含めた交通処理計画を作成し、監督員と協議すること。変更する場合も同様とする。

(施工計画書の交通管理の項目に併記も可)